

第六十一号

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例(昭和五十一年徳島県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表中「四三〇円」を「四四〇円」に改める。

(徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正)

第二条 徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「一、七八〇円」を「一、八三〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、一六〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、四九〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、三九〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六五〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三三〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六四〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六七〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七八〇円」に、「一〇、六〇〇円」を「一〇、九〇〇円」に、「八、一八〇円」を「八、四一〇円」に、「三、九八〇円」を「四、〇九〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、五八〇円」に、「五、〇八〇円」を「五、二三〇円」に、「一、五一〇円」を「一、五五〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「一、二八〇円」を「一、三二〇円」に、「二、八八〇円」を「二、九六〇円」に、「四、六六〇円」を「四、七九〇円」に、「三、五一〇円」を「三、六一〇円」に改める。

(徳島県立総合教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 徳島県立総合教育センターの設置及び管理に関する条例(平成十六年徳島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表のその一の表中「八、三二〇円」を「八、五四〇円」に、「二一、〇八〇円」を「二一、三九〇円」に、「八、五八〇円」を「八、八二〇円」に、「四、

〇六〇円」を「四、一七〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六五〇円」に、「四、三三〇円」を「四、四四〇円」に、「三、二一〇円」を「三、二九〇円」に、「四、三四〇円」を「四、四六〇円」に、「三、四一〇円」を「三、五〇〇円」に、「二、九七〇円」を「二、〇二〇円」に、「二、六七〇円」を「二、七四〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一六〇円」に、「二、一七〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六二〇円」に、「二、二四〇円」を「二、二七〇円」に、「九八〇円」を「一、〇〇〇円」に、「二、三三〇円」を「二、三六〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同表のその二の表中「二、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている徳島県文化の森総合公園文化施設又は徳島県立総合教育センターの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料の額及び利用料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。